

さいたま市無料低額宿泊所等の入居者に対する介護サービスの取扱いに関する基準

令和3年 7月30日

さいたま市保健福祉局

長寿応援部介護保険課

無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設）又はこれと同様の事業を行う小規模な施設（以下「無料低額宿泊所等」という。）に入居している要介護認定又は要支援認定を受けた者は、次に掲げる1から5までの全てを満たす場合に限り、介護サービスの提供を受けることができるものとする。

- 1 入居している無料低額宿泊所等が「さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号）」を遵守していること
- 2 入居者が次のいずれかの要件を満たすこと
 - (1) サテライト型住居以外の入居者であって、居宅生活の準備や訓練を行っていること
 - (2) サテライト型住居の入居者であること
- 3 入居期間が入居日から1年以内であること
- 4 介護サービスを提供する者が、無料低額宿泊所等を設置する者と同じ又は密接な関係を持つ者でないこと
- 5 提供を受ける介護サービスが次のいずれにも該当しないこと
 - (1) 特定施設入居者生活介護
 - (2) 施設サービス
 - (3) 認知症対応型共同生活介護
 - (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - (5) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
 - (6) 介護予防特定施設入居者生活介護
 - (7) 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - (8) 居宅介護住宅改修費の支給
 - (9) 介護予防住宅改修費の支給